

意味成分を利用した説得力の分析

——「国家に人を殺す権利があるのか」の分析を中心に——

柳 沢 浩 哉

1

語の意味を記述する方法に、語の持つ意味成分を取り出していく、成分分析と呼ばれる方法がある。弁別の特徴によって音素を記述していく音韻論の方法を意味記述に応用したもので、現在の言語学では一般的に受け入れられている方法である。意味成分は〈 〉で括って示し、man, woman, child はたとえば次のように記述される¹⁾。

man 〈男〉〈成体〉

woman 〈女〉〈成体〉

child 〈非成体〉

上の例から分かるように、意味成分は他の語との比較によって導かれるもので、比較する語に応じて抽出される意味成分も変化する。上の例では、抽出される成分を簡単に見つけることができるが、この方法は意味上の差異を簡単に見出しにくい場合に特に有効である。たとえば、「米」と「ご飯」などのように差異を見つけることが難しい語については、次のように複数の語との共起関係を調べそこから意味成分を抽出していく。次に挙げた例は、城生伯太郎氏による分析を一部修正したものである。(城生, 1987, pp.7-12)

	コメ	ゴハン
～をつく	+	-
～を炊く	-	+
～を発酵させる	+	-
～を炒める	-	+
～をよそる	-	+

調理に関わる動詞がコメとゴハンでは厳密に区別されて使われていることがわかる。ゴハンと共起せず、コメと共起する「つく」「発酵させる」は、それらの調理(加工)を経てもそのままでは通常口にしない状態にしか対象を変化させない。つまり、食材の状態にある。それに対し、ゴハンと共起する「炊く」「炒める」はその調理を経れば口に出来る状態にまで対象を変化させる動詞である²⁾。また、同じくゴハンと共起する「よそる」はそのような加工を経た状態のものを対象とする。ここでは、仮に、口にできるまでに加工を加えられていない状態を「前調理性」、口にできるまでに加工を経た状態を「調理性」という言葉で表現し、それぞれを意味成分とすると、コメ、ゴハンの意味は次のように記述できる。

コメ 〈前調理性〉

ゴハン 〈調理性〉

意味成分による意味の記述は、言語学あるいは意味論の入門書では必ず取上げられるごく一般的な知識であるが、日常的場面での思考方法としてどのように活かすかという問題意識から成分分析が取り上げられることはまずない。一方、批判的思考や日常的な推論においても、意味成分を手掛かりとする方法は有効性が高いと思われるが、意味論的な方向からの批判的思考法の提案は、現状では一般意味論にほぼ限られており、意味成分という方向からの批判的思考法の提案は寡聞にして聞かない。さらに、意味成分は批判的思考ばかりでなく、説得力という扱いにくい対象の分析に対しても有効である。本稿では、意味成分を批判的思考および説得力の分析の両方に応用した事例を挙げることによりその可能性と有効性を示したい。本稿では死刑廃止論における殺し文句「国家に人を殺す権利があるのか」の説得力の分析に多くの紙幅を割いている。この文の分析過程で、「権利」という語に説得的な性質を与えている、意味成分と選択制限が明らかにされるであろう。

2

中山千夏氏に『ヒットラーでも死刑にしないの?』という印象的な書名の本がある。書名から受ける印象とは逆に、本書は死刑廃止を訴えた本である。本書は日常的な言葉と論理を使って死刑廃止を訴えることを意図しており、「死刑は殺人だからいけない」という素朴な立論が、本書の立論全体の中で中核的な位置を占めている。その部分を次に引用する。

- (1) 死刑は殺人だ、という認識を、私はずいぶん小さい頃に持った。どうして死刑のことなんか考えたのか、さっぱり覚えていないけれど、とにかく「死刑は人を殺すのだから殺人だ」と思い、「殺人はしてはならないことだから、死刑はあってはならない刑罰なのだ」と思っていた。

死刑＝殺人

殺人＝してはいけないこと

ゆえに、

死刑＝してはならないこと

これが、私の死刑廃止論のいわば原点だ。(中山, 1996, pp. 14-15)

断るまでもないが、本稿に死刑制度存続の賛否という政治的問題を扱う意図はない。あくまでも、意味論的に問題のある日常的推論の一つとして、この立論を事例として扱っているだけである。一見、自明と思われる(1)の推論には、意味論的な問題点が含まれている。この推論のどこに問題があるのか。それは「死刑は人を殺すのだから殺人だ」の部分である。「人を殺す」という意味に該当する名詞が「殺人」であるため、この部分の問題には気付きにくい、「死刑」と「殺人」では、死刑存続問題を考える上で重要となる意味成分に違いがある。(本稿では、一般的な記述方法にならって「 」を「～という語」の意味で用いる⁹⁾。

「殺人」「死刑」とともに「人を殺す」という中核的な意味成分を持つ。更に、「死刑」には「殺人」の持たない「刑罰」という意味成分がある。ここまでは、説明の必要がない。しかし、死刑存続問題と関わるもう一つの重要な意味成分として「殺人」は「許されない行為」あるいは「悪の行為」という意味を持っている。そして、一方の「死刑」が「悪の行為」であるか否かは、まさに(1)が証明しようとしている問題であり、「死刑」自体は「悪の行為」に対して中立である。これを「非容認」という意味成分で表せば、「殺人」が「+非容認」であるのに対し、「死刑」は「非容認」に対して、プラスの意味もマイナスの意味も持たないニュートラルとなる。このように述べると、死刑も人を殺す以上、「非容認」という意味成分を必然的に持つのではないかという反論が考えられるかもしれない。しかし、この反論は正当防衛による殺人を考えれば簡単に否定することができる。周知のように、たとえ相手の人を殺しても、正当防衛が成立すれば刑事責任は問われない。つまり、正当防衛はたとえ人を殺したとしても「容認」の意味成分を持つのであり、「人を殺すこと」が「非容認」を持つ必然性はないのである。更に、正当防衛と類似した刑法上の概念に、緊急避難という概念がある⁶⁾。一般にはあまり知られていない概念であるが、我が国の現行の刑法では、緊急避難が成立すれば、たとえ結果的に人を殺しても刑法上の責任は問われない。緊急避難も、「人を殺す」が必然的に「非容認」の意味成分を持つことを否定する事例である。なお、ここに示した正当防衛と緊急避難の事例は、「死刑」が「容認」の意味成分を持つことを導くためのものではない。あくまで「人を殺すこと」が「非容認」となるとは限らないことを示すための事例である。

「死刑は人を殺すのだから殺人だ」という立論は、本来「死刑」が持っていないはずの「非容認」という意味を、「死刑」の中に含めてしまう操作を行っていることになる。「死刑は人を殺すのだから殺人だ」は一見必然的に見える立論であるが、この立論を承認することは、死刑廃止を承認することと同じ意味を持つのである。

3

本節では、死刑廃止論で使われる立論の中で、前節の論理以上に広く知られたものを扱ってみる。

(2) 国家に人を殺す権利があるのか。

死刑廃止論では必ず目にすると言っていいほど広く知られている修辞疑問であり、前節の中山氏の著書の中にもこの修辞疑問が見られる。言うまでもなく、この疑問に対する答えはノーであり、国家は死刑をしてはならないという結論になる。(2)は相手に有無を言わさぬ強い説得力をもっているが、(2)を(3)のような「権利」を使わない言い方に換えると説得力はだいぶ弱まってしまう。

(3) 国家が人を殺していいのか。

(3)を「権利」を使って言い換えるだけで、これだけの説得力が生まれるのである⁶⁾。(2)において「権利」が説得力を作り出している原因を、レトリックの一般的に知られた概念、あるいは情

緒の意味やコノテーションなどの言語学の概念を使って十分に説明することは困難で、その説明には意味成分および選択制限という意味論の概念を使わなくてはならない。意味成分はメタファーの説明原理の一つとして使われているが（たとえば安井，1983，pp. 99-101），そこでの説明は説得力の発生原理を説明したものではなく，意味成分を説得力の説明原理として用いる試みは，筆者の調べた範囲内では本稿が最初である。

この問題の鍵を握っているのは「権利」である。「権利」はやっかいな語で，動詞と結合して「～する権利」の形を取るとほとんどの動詞と違和感なく結びついてしまうため，他の語との共起関係を調べるのが少々難しい。たとえば「生きる権利」「死ぬ権利」「出席する権利」「欠席する権利」「食べる権利」「拒否する権利」「話す権利」「勉強する権利」「さぼる権利」等々いずれも違和感がない。（本稿では法律的な正当性を考慮に入れない日常的な感覚において「権利」の用法を検討していくことを，あらかじめお断りしておく。）しかし，その中にわずかではあるが，「権利」と結合させると違和感を感じさせる動詞（動詞句も含む）の一群がある。たとえば，「金を払う権利」「負担する権利」「犠牲となる権利」「財産を失う権利」などである。これらの動詞に共通している特徴は，その行為が行為者にとっての不利益となる点である。そして，この利益という側面は「権利」一般を考える上で重要な条件となっているのである。

上の問題を次のような順で，一般化して考えてみよう。まず，任意の「～する権利」が法律と無関係な日常的な文脈の中に現れる場合，その「権利」は否定的な意味をともなって使われている場合が圧倒的に多い。すなわち，権利の保持・行使を否定した否定文，あるいは(2)のような形の，権利の保持・行使を否定させる修辭疑問である。類例を挙げる。

(4) あなたに，この問題に関して発言する権利はない。

(5) あの男にはこの金を受け取る権利がない。

(6) 何の権利があって，人の原稿を勝手に読んでいるんだ。

一方，これらを(4a)(5a)(6a)のような，「権利」の保持・行使を認める肯定文に書き換えると，それらは，問題とされている「権利」の存在を肯定させる特殊な（個別的な）因果関係の存在を強く暗示した文となる。（自然な文となるように人称などを書き換える。）

(4a) 私には，この問題に関して発言する権利がある。

(5a) あの男にはこの金を受け取る権利がある。

(6a) 私にはあなたの原稿を読ませてもらう権利がある。

(4)～(6)と(4a)～(6a)を比べてみると，いずれの文も，その背景として特殊な因果関係の存在を暗示させるが，その暗示の強さは「権利」の保持を否定した(4)～(6)に比べて，「権利」を肯定した(4a)～(6a)の方が強い。つまり，「権利」が肯定される場合の方が特殊な文脈を強く要求するわけで，これは，「～する権利」がその権利の存在を否定した文脈において多く現れるという現象とともに，任意の「～する権利」が簡単には受入れられないことを示している。更に，(4a)～(6a)において「権利」の保持を肯定させる因果関係の可能性として，どのような選択肢の可能性があるかを検討してみると，それらの因果関係は，権利を有する者の広義の利益と結びついた因

果関係にはほぼ限定されることが分かる。具体的には、投資に対する報酬（資本以外の労力、精神的負担なども含めた広義の投資）、不利益の補償のいずれかである。一方、(4)～(6)において暗示されている因果関係の可能性も、相手がしかるべき投資をしていない、すなわち利益という観点の範囲内で説明することができる。また、さきほど不自然な結びつきの例として挙げた「金を払う権利」も、(7)のような特殊な文脈においては許容することができる。

(7) 私も、ここではみなさんと対等なんだから、自分が食べた分の金を払う権利くらいは認めて欲しいね。

(7)で「金を払う権利」が許容されるのは、文意が「金を払う」ことによる話者の最終的な利益を保障しているからである。「利益性」が保障されることは、「権利」の使用を決定する重要な制限条件なのである。ちなみに、(7)が嫌味な言い方となっているのは、話者が自分の不利益に対する許可を要求して「見かけ上の卑下」を行っていることが、計算された甘えを感じさせるためである。

「利益性」は「権利」の使用を決定する制限条件であるが、「権利」は「利益性」以外にもう一つ別な制限条件を持っている。次の(8)(9)は、話者の被った巨大な損害に対する補償として主張されたたと仮定しても、すなわち「利益性」に適合していても、そこで述べられている権利の保持は肯定されにくい。

(8) 我々には、あなたの財産を掠奪する権利がある。

(9) 私には、あなたを嘲笑する権利がある。

(8)(9)において権利の保持が肯定されない原因は、「掠奪する」「嘲笑する」の意味に求めることができる。「掠奪する」「嘲笑する」の持つ、相手を強く害するという意味が「権利」と相容れないのである。確かに、(4a)(5a)(6a)においても、そこで主張されている権利が行使された場合、相手は何らかの不利益を被る可能性がある。そればかりでなく、そこで生じる不利益が話者にとっての利益となるかもしれない。しかし、そこで相手に生じる不利益は二次的なものであり、(4a)(5a)(6a)で「権利」と組み合わせられている「発言する」「受け取る」「読ませてもらう」に相手を直接害する意味はない。そして、これが「～する権利」の保持が肯定されるためのもう一つの必要条件なのである。「誹謗する権利」「奪う権利」「傷つける権利」「殺す権利」「ふてくされる権利」など、相手を害する意味を持った動詞と結合した「権利」は、どのような状況を想定しても保持・行使は肯定されなくなる。本稿ではこの条件を「非害性」と呼ぶことにする。

日常的な条件で使用される場合、「権利」は結合する動詞との間に「利益性」「非害性」の二つの制限条件があることを明らかにしたが、本稿で明らかにしたこの二つの性質は、法律学における権利概念のとらえ方と一致するものである。法律学における権利の定義では、社会的に正当なものと認められたものであること、主体にとって利益となるものであることの二点がポイントとされる。R. V. イェーリングによる「権利とは、法的に保護された利益である⁶⁾。」という古典的な定義では、この二点がそのまま権利の定義的特徴とされている。(この定義における「法的に保護された」は、社会的に正当であるということの一つの表現形態である。ただし、この定義

では社会的正当性の根拠については「原因による定義」の形をとって回避されている。)あるいは、権利論の研究者であるジャン・ダバンは権利に対するさまざまな定義を批判的に検討した後、「一切の権利は、依属の絆によって主体たる人格者と結ばれた、しかも客観法により嘉しとして取入れられた善益ないし価値を、前提としている。(Dabin, 1954, p. 111)」と述べている。「依属」という彼独自の概念を説明することは難しいが、上の説明の中でも、社会的正当性と利益の二点が押さえられていることが分かる。本稿で明らかにした「非害性」と法律学での社会的正当性は同じものではないが、社会的に受入れられるものが「非害性」の条件を満たしていることは当然であり、社会的正当性が満たされれば「非害性」も満たされることになる。つまり、日常的な意味、文脈においても「権利」は法律学での理解と一致する条件の下で使用されているのであるが、この現象はほとんど意識されることがない。たとえば、国語辞典では、法律とは無関係の日常的な場面で使われる「権利」について次のように説明されている。

(10) 物事を自由に行ったり、他人に対して当然主張し要求することのできる資格。(『日本国語大辞典』)

(11) 或る事をする、またはしないことができる能力・自由。(『広辞苑』第4版)

(12) 物事を自分の意思によってなしうる資格。(『新明解』第4版)

(10)の説明の中に正当性をわずかに読み取ることができるが、日常的な場面では「権利」がほとんど無制限に使用できるという一般的な感覚は、辞書の説明においても疑われていないことが分かる⁹⁾。

ある語が文中どのような環境において使用されるかという条件は、選択制限 (selectional restriction) という語で一般に表される。「選択制限」は、文法的な文を作る必須条件の一つとしてチョムスキーの生成文法における重要概念の一つとなっており、生成文法の特異化されたタームとして使用されることも多いが、本稿では次のような一般的意味で使用する。

或る語を使用するためにはその文中のどのような意味的条件が満たされていなければならないか、あるいは更に言い換えると、どのような意味的要素が当然のこととして予想されているか (前提とされるか) が考慮されなければならないということである。「ハンサム」という語を日本語として正しく使うためにはその対象が [男] であることが前提となる。同様に、pretty の場合は [女] という特性が「いなく」の場合は [馬] という特性が条件として予想される。これが選択制限である。(柴谷・影山・田守, 1982, p. 78)

上の説明のように、「選択制限」は動詞・形容詞を対象とし、それらと主格・目的格等の対応条件を示すのが一般的である。が、本稿では、名詞と修飾語との関係に対しても「選択制限」を使用する。「選択制限」を主格、目的格との関係以上に拡大して使用している例としては小池 (1997, p. 44) がある。本稿の考察結果は、「権利」は修飾動詞に対して〈利益性〉〈非害性〉の二つの選択制限を持つという形にまとめられる。(選択制限と意味成分は同じ形の括弧を使って示されるが、使われる括弧の形は研究者によって異なる。)

ここで、最初の問題に戻ってみよう。

(2) 国家に人を殺す権利があるのか。

(3) 国家が人を殺していいのか。

両者の説得力の差は、一つには、「はい」という容認の答えを想定できる可能性の差である。前節で指摘したように、「人を殺す」自体は〈非容認〉の意味成分を伴わない。そのため、(3)は状況によっては、「はい」という答えを認める可能性を残している。それに対し、(2)は〈非害性〉に対する選択制限に違反させて「人を殺す」ことを「存在しない権利」に変形することで、許容の可能性を完全に消しているのである。このように考えると、(3)の「人を殺す」を「殺人」に言い換えることでも(2)と同様の効果が期待できることになる。

(13) 国家が殺人をしてもいいのか。

まず、(13)はどこか座りの悪い表現である。「殺人」は、個人あるいは個人に準ずる動作主体を対象とする語であるため、「殺人」の主格として「国家」を選択すると座りが悪く感じられるのである。しかし、(13)はその座りの悪さという点を差し引いても、(2)に比べて説得力に劣る。(2)と(13)はともに許容可能性を否定しているのであるから、このことは、(2)の説得力を作り出しているのが、許容可能性の否定だけではないことを示している。

さきほど、法律学において、社会的正当性が「権利」の定義的特徴の一つとされていることを指摘し、この特徴が「～する権利」の選択制限と平行的であることを述べた。しかし、「権利」の社会的正当性という特徴は、日常的文脈においても、「権利」の用法を常に制限する力を持っている。たとえば、先に指摘した「権利」の利益性という性質も社会的正当性から導かれるものである。

(4a) 私には、この問題に関して発言する権利がある。

(5a) あの男にはこの金を受け取る権利がある。

(6a) 私にはあなたの原稿を読ませてもらう権利がある。

これらの例文を使って述べたように、任意の「～する権利」を肯定した文では、不利益の補償という形で、権利者の利益と関わる特殊な文脈の存在を常に暗示させる。ただし、「権利」が作り出す利益性という文脈の意味は、「権利」の社会的正当性という特徴から二次的に派生するものである。つまり、特定の行為を社会的に正当な必然性のあるものとさせる可能性として、常に受入れられる一般性の高い選択肢が、不利益の補償という形なのである。従って、たとえば(5a)では、事前の取り決めといった特殊な文脈を想定することで必然性を作り出すことも可能である。本稿では「権利」の持つこの特徴を、「権利」の意味成分の一つとして〈社会的正当性〉と呼ぶことにしたい。

「権利」は、特定の文脈においてオートマティックに説得的な表現を作り出すことのできる「便利な」語の一つである。そして、「権利」にこのような機能を与えているのが、〈社会的正当性〉という意味成分である。たとえば、「権利」は何らかの要求を主張する文において、たとえば次のような形で典型的に現れる。

(14) 学生には専攻を自由に選ぶ権利があるはずだ。

(15) 我々に～する権利を与えよ。

「権利」の〈社会的正当性〉が、任意の要求に対し、それが正当な要求であるという印象を与えている。実例を一つ挙げてみる。

(16) どのような家族形態に幸せを見出すかは、国民ひとりひとりが自由に選択すべき事柄であって、法律でもって国家が一律に決めるべきことではありません。自分たちの理想とする結婚形態を選ぶ権利は、国民ひとりひとりに平等に与えられるべき基本的人権の一つだからです。したがって、「同姓」結婚も「別姓」結婚も、支持者が多いか少ないかにかかわらず、平等に尊重されなければならないのです。(沼崎, 1995)

(16)は、夫婦別姓の実現を要求した文章の一部である。この文章において筆者は、自らの要求を正当なものと印象づける方法として「権利」の語を使っている。なお、(16)においては「権利」および「基本的人権」の使用に関し、先決問題要求の虚偽と呼ばれる虚偽を犯しているのであるが、この例文については以前に拙稿(柳沢, 1997)中で分析しているので、ここでは繰り返さない。

「権利」の〈社会的正当性〉は、要求の主張だけではなく、相手を批難する文においても説得的な表現を作り出す場合がある。

(17) あなたは人を嘲笑するのか。

(18) あなたには人を嘲笑する権利があるのか。

(17)よりも、「権利」を使った(18)の方が批難の調子が強くなっている。〈害性〉の意味を持つ動詞はいずれも、「権利」と組み合わせることによって批難の調子を強めることができる。(17)(18)の「人を嘲笑する」をたとえば、「人を傷つける」「人の財産を掠奪する」「人を誹謗する」などに置き換えて確認していただきたい。この効果も、〈社会的正当性〉によって作り出されたものである。(18)のような文において使用された「権利」は、相手に対し「自分の行為を正当なものと考えている。」という一方的な前提を盛り込ませる。そして、特に〈害性〉の意を持つ動詞が選ばれた場合、上の前提は「人を害する行為を正当な行為と考えている。」という、とうてい受け入れられない形に変形されてしまう。つまり、「権利」の〈社会的正当性〉と動詞の〈害性〉との矛盾は、意味的に解釈不能な結びつきとして排除されるのではなく、反社会性のきわめて強い結びつきとして否定されるのである。これが「権利」に〈非害性〉という選択制限の発生するメカニズムであり、〈非害性〉に違反した「～する権利」が特異な説得力を作り出す原因である。〈非害性〉に違反した「～する権利」は、単にそれが「存在しない権利」になるだけでなく、保持することも行使することも許されない「悪の権利」という形で否定されるために、それを保持・行使していると言及された相手のエトスを攻撃するのである。(17)でも「嘲笑」の持つマイナスの情緒的意味に、相手のエトスに対する攻撃を読み取ることができるが、(18)では「悪の権利」の行使という形に変形することで、エトスへの攻撃をさらに強めているのである。話しを(2)に戻そう。(2)においても、「権利」の〈社会的正当性〉と「人を殺す」の〈害性〉との矛盾が「国家」のエトスを強く攻撃している。エトスの攻撃という方法によって批難の調子を強めていることは(2)

も(18)と同様であるが、(2)ではそのことが、更に、時代的な偏見を味方していることに注意する必要がある。現在の日本では「国家」に対して、時代的偏見（時代的価値）として、マイナスの情緒的意味が一般に共有されている（柳沢，1996）。そのため、「国家」のエトスを攻撃すれば、そのような時代的偏見を味方につけることができるからである。

(2)と(3)説得力の差は、「権利」が作り出す説得力の大きさに他ならず、「権利」の持つ特殊な意味成分および選択制限がその説得力を生み出している。この説得力は「死刑」あるいは「人を殺す」が必然的に生み出すものではなく、「権利」と「人を殺す」の組み合わせが生み出した錯覚上の説得力である。修辞学では、相手の主張を変形あるいは曲解させて攻撃する方法を、藁人形攻撃による虚偽（straw man argument）と呼んでいる⁹⁾。(2)は「死刑」を「人を殺す権利」と言い換えることによって錯覚上の説得力を作り出しているため、これを藁人形攻撃の虚偽という修辞学の伝統的な用語を使って語ることも可能である。しかし、「権利」を使った言い換えが、いかにして説得力を作り出すかという具体的なメカニズムを説明するためには、「権利」の持つ選択制限と意味成分のレベルからの説明が必要なのである。

4

本稿では、意味成分と選択制限が、批判的思考および説得力の分析に応用できる事例を示した。批判的思考への意味成分の応用は比較的単純であり一般性が高いが、説得力の分析への応用は個別のかつ複雑であるため、本稿の事例から意味成分による説得力の分析方法を一般化することはできない。ただし、説得力という分析の難しい曖昧な対象に対しては、さまざまな分析の可能性を検討する必要がある。説得力の分析に対して、意味成分という一つの新しい可能性を示せたことには意義があると言えるだろう。

意味論の成果の中には、説得力の分析に応用できる可能性を感じさせるものが他にもあり、特に Osgood の意味微分（semantic differential）は少々古いものの、筆者が以前に提案した時代的価値を客観的に記述する可能性の一つとして興味を持っている。今後は、本稿で提示した方法をより洗練させるとともに、説得力を分析する他の手法の可能性も探っていきたい。

注

- (1) 成分分析、意味成分については多くの研究があり、記述方法も研究者により異なる。概説および研究史についてはたとえば次の文献を参照。國廣（1982, pp. 25-31）、柴田省三（1975, pp. 274-308）、柴谷・影山・田守（1982, pp. 25-44）、安井稔（1983, pp. 81-119）、Nida（1975）
- (2) 調理過程で「コメを炒める。」と言うことがある。ただし、このような表現は、炒めた段階では口にはできる完成品とはならず、その後、炒めたコメに対して、更に別な加工を加えて口にはできる完成となる場合に使われる。例えばピラフがこれに該当しよう。
- (3) たとえば、ジョン・ホスパーズ（Hospers, 1967, pp. 18-19）を参照。

- (4) 法律用語辞典では緊急避難を次のように説明している。「急迫の危険を避けるためにやむをえず他人の法益を害すること。(中略)刑法上の犯罪不成立原因の一つ。(後略)」(内閣法制局, 1933, p. 304)
- (5) 「死刑を認めてよいか」を「人を殺していいか」という一般的な形に言い換えている(3)に対しても、「死刑」の持つ刑罰という側面を排除している点を意味論的な問題として指摘することができるが、こちらは自明な問題なので本稿では取上げない。
- (6) Rudolf von Ihering によるこの古典的な定義は現在でも権利論では必ず引用される。出典は『ローマ法の精神』(1877)であるが本書は入手困難。イェーリグの権利論については、Ihering (1894)の解説,あるいはDabin (1954, pp. 90-100)を参照。
- (7) 法律用語としての「権利」の説明においては、これらの辞書の中でも「自己のために一定の利益を主張したり, これを受けたりすることのできる法律上の力。」(『日本国語大事典』)のような形で利益性と正当性を押さえた説明がされている。また、「権利」の日常的な用法の説明の中で「何らかの原理や存在によって一定の主体に賦与される, ある行為をなし, またはなさぬことができる能力・資格。」(『大辞林』初版)のように正当性を記した説明はあるが, 利益性と正当性の二点を押さえた説明は筆者が調査した国語辞典の範囲ではなかった。
- (8) 藁人形攻撃について, たとえばベリー・ウェデルは次のように説明している。「一般的見解を攻撃する際, その見解における最も強力な部分を攻撃せずに済ましてしまうことは, 到底受入れられないであろう。藁人形論法は, それをせずに, 一見その見解らしく見えながら, 実際には見解の単純化されたもの, あるいはその見解の些末な一部分, あるいは馬鹿げた誇張を攻撃するものである (Weddle, 1978, p. 20)。」藁人形論法は古典的な虚偽であり, 虚偽論を扱った本は大抵この虚偽に触れている。

参考文献

- Hospers, John (1967), *An Introduction to Philosophical Analysis*, Englewood Cliffs (斎藤哲郎監訳『分析哲学入門 1 意味論』(法政大学出版局, 1971))
- 中山千夏 (1996)『ヒトラーでも死刑にしないの?』築地書館
- 國廣哲弥 (1982)『意味論の方法』大修館
- 柴田省三 (1975)『語彙論 英語学体系7』大修館
- 柴谷正良・影山太郎・田守育啓 (1982)『言語の構造—理論と分析— 意味・統語篇』くろしお出版
- 安井 稔 (1983)『意味論 英語学体系5』大修館
- Nida, Eugene (1975), *Componential Analysis of Meaning* (Hague Noah Brannen 監訳, 升川潔, 沢登春仁訳『意味の構造—成分分析—』研究社, 1977)
- 城生伯太郎 (1987)『オタミミ・ベンベの言語学』日本評論社
- 内閣法制局法律用語研究会 (1993)『法律用語辞典』有斐閣

- Dabin, Jean (1954), *Droit Subjectif*, Paris (水波朗訳『権利論』創文社, 1977)
- 柳沢浩哉 (1996) 「錯覚上の説得力を作り出すいくつかのトポス—普遍的なものとの日本的なもの—」
(広島大学総合科学部紀要 I 『地域文化研究』第22巻)
- (1997) 「説得におけるパトスの選択原理(1)—感情の説得効果および感情の社会的意味
(1)」(広島大学総合科学部紀要 I 『地域文化研究』第23巻)
- 小池清治 (1997) 『現代日本語文法入門』ちくま文芸文庫
- Jhering, Rudolf (1894), *Der Kampf um's Recht* (村上淳一訳『権利のための闘争』岩波文庫, 1982)
- Waddle, Perry (1978), *Argument: A Guide to Critical Thinking*, Sacramento
- 沼崎一郎 (1996) 「多様な家族を認める社会に」(『世界』1996年7月号)

本稿は表現学会広島例会(1998年4月4日)における口頭発表を元にしてしています。例会では、筆者の発表に対して、ご出席の方々から有益なご教示をいただきました。この場を借りて感謝申し上げます。また、本稿の査読において用語および推論上の誤りをご指摘いただきました。必ずしも全てのご指摘を活かすことはできませんでしたが、いくつかの誤りを回避することができました。査読をいただいた先生に感謝申し上げます。